

「つみたてNISAはどう変わるの？」

2020年度の税制改正により、つみたてNISA（少額投資非課税制度）が見直されました。そこで、今回はその変更点についてご紹介します。

つみたてNISAとは？

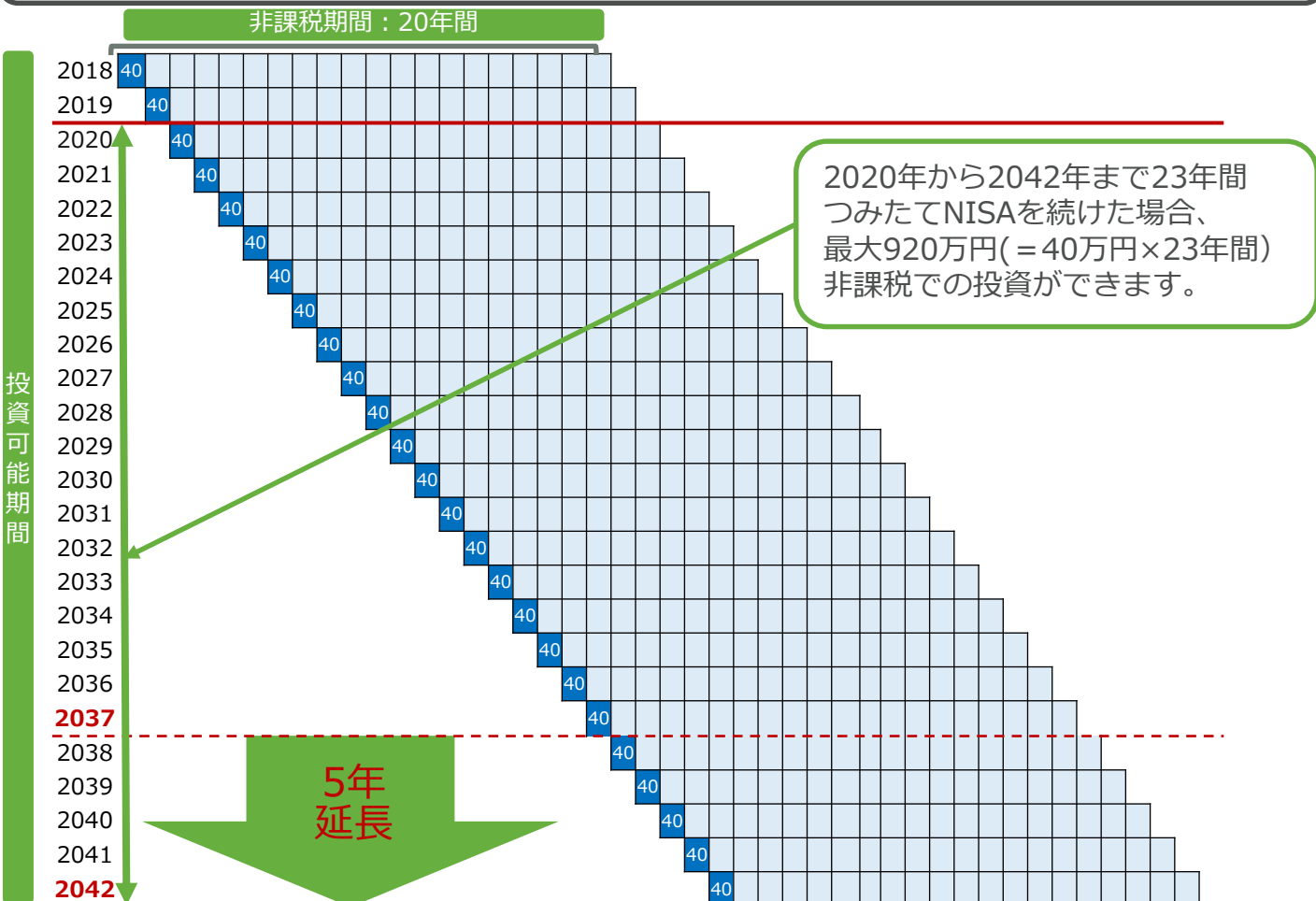
つみたてNISAとは、2018年1月にスタートした税制優遇制度です。通常は投資から得た利益に対して約20%の税金がかかります。しかし、つみたてNISAを利用すると、年間40万円まで最長20年間、投資から得た利益に対する税金がかかりません。

	課税口座	つみたてNISA
投資から得た利益 10万円	税金2万円 10万円から税金2万円が引かれる	10万円そのまま受け取れる

【投資から得た利益が10万円の場合】
通常約2万円（10万円×約20%）の税金がかかりますが、つみたてNISAを利用すると、税金はかからず10万円をそのまま受けとれます。

つみたてNISAはどう変わるの？

つみたてNISAは、投資可能期間（投資信託等を購入できる期間）が**5年間延長**されます。これまでは投資可能期間は2037年までと定められていましたが、5年間延長され2042年までとなります。



(出所) 金融庁のデータを基に中銀アセットマネジメントが作成

重要な注意事項

- 当資料は、投資者のみなさまに当社ファンドへのご理解を高めいただくことを目的として、中銀アセットマネジメントが作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に掲載しているグラフ、データ等は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は作成日現在のものであり、将来の市場環境の変動または運用成果を示唆あるいは保証するものではなく、将来予告なしに変更する場合があります。
- 当社は当資料に含まれる情報から生じるいかなる責務（直接的、間接的を問わず）を負うものではありません。

商号等 中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第10号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

お問い合わせ先 086-224-5310（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.chugin-am.jp/>